

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」
に基づく研究機関に対する平成 27 年度履行状況調査の実施について
(案)

1. 調査の目的等

- 公的研究費（AMED 研究、厚生労働科学研究費補助金）の管理・監査等については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」（平成 26 年 3 月 31 日付科発 0331 第 3 号厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定。以下「ガイドライン」という。）により、研究機関及び配分機関が講じるべき事項を定め、遵守を求めている。またその遵守状況については、平成 27 年度の厚生労働科学研究費の公募より「体制設備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）の提出を求め確認してきた。
- 一方、ガイドライン第 7 節においては、厚生労働省が講じるべき措置として、チェックリストによる確認のみでなく、研究機関におけるガイドラインに基づく体制整備・運用の状況について把握することを目的として履行状況調査の規定が設けられており、また、調査の結果、体制整備・運用に不備があると判断された研究機関に対しては、所要の改善を促すため、管理条件の付与等の措置を講じることが求められている。
- 以下の実施方針に従い、平成 27 年度履行状況調査を実施することとする。また、平成 28 年度以降においても毎年度実施方針等を決定し、フォローアップ調査も含めた調査を継続的に実施する。

2. 実施方針等

（1）調査対象

平成 27 年度厚生労働科学研究費補助金の配分を受けた以下の機関を対象とする。
なお、対象機関の選定に当たっては、事前に文部科学省等と調整し、対象機関が重複しないよう配慮する。

1. 平成 26 年度の配分実績に基づく、配分金額の上位 5 機関
2. 厚生労働省が所管する施設等機関及び国立研究開発法人

（2）調査内容

ガイドラインに基づき、研究機関が遵守すべき項目について、研究機関の実施状況を調査。

○調査事項（例）※

- ①最高管理責任者の役割、責任の所在・範囲と権限を定めた内部規程等を整備し、最高管理責任者に当たる者の職名を機関内外に周知・公表しているか
- ②競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象に、コンプライアンス教育を実施しているか
- ③不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定しているか
- ④発注・検収業務については、原則として、事務部門が実施しているか
- ⑤競争的資金等の不正への取組に関する機関の方針等を外部に公表しているか
- ⑥内部監査部門は、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施しているか

※調査の観点は、体制整備等自己評価チェックリストのチェック項目に対応。

（３） 調査体制・方法

ガイドラインに基づく体制整備・運用状況について、研究機関に対し書面による報告を求める「書面調査」を実施する。書面調査の結果より、必要があれば「現地調査」を実施し、ガイドラインの遵守状況の確認及び実態調査を行う。

（４） 調査結果の取扱等

調査結果をとりまとめ、厚生科学審議会科学技術部会にて報告。平成 27 年度履行状況調査の結果、ガイドラインに基づく体制整備・運用に未履行があると判断された研究機関については、その事項を改善事項とし履行期限までの改善を求める管理条件を付与する。また、平成 28 年度履行状況調査において、フォローアップ調査の対象機関として、管理条件の履行状況についてモニタリングを行う。

３．スケジュール

平成 27 年 10 月 16 日	科学技術部会	実施方針の審議
11 月 30 日	調査対象機関が調査報告書等を提出（書面調査）	
12 月	現地調査	
平成 28 年 2 月	科学技術部会	履行状況調査結果の報告